

企画提案仕様書

1. 委託業務名

不発弾等対策安全・普及啓発に係る周知広報業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

3. 委託業務の背景・目的

先の大戦で沖縄県にて使用された弾薬のうち、今なお1,800トン余りの不発弾が埋没していると推定されており、不発弾等の処理・探査を促進するため、公共工事や民間工事における不発弾探査の実施等に取り組んでいるが、建設工事中に不発弾が発見される事例のほか、畑の草刈り中等日常生活の中で発見される事例もあり、県民の生命・財産に与える不発弾の危険性は続いている。

このような状況を踏まえ、以下3点を目的とし、戦後80年祈念事業の1つとして本事業を実施するものである。

- 広く県民に、不発弾の危険性及び不発弾探査の必要性等を啓発する
- また、戦後80年を機に不発弾処理を通して戦争が後世にもたらす影響等について県民の理解を深める
- これから住宅や民間施設等の建築を予定する方々を対象に、住宅等の開発における探査に要する経費を助成する「住宅等開発磁気探査支援事業」を広く周知し、事業の申請に結び付ける

4. 委託業務の内容・方法

(1) 広報イベントの開催

契約期間内において、リアル集客を目的とした広報イベントを企画し、開催すること。
その要件等は次のとおり

ア. 週末2日間を含め、1回以上実施すること

イ. 県が用意する模擬弾3種(250kg爆弾 40×150cm、50kg爆弾 30×90cm、5インチ艦砲弾 15×70cm いずれも発泡スチロール製 重さ5kg未満)を活用した展示を含むものであること

ウ. イベント会場の手配から、事前広報、必要な資機材の準備・運搬、必要人員の手配、展示・開催・運営、撤収・不要物廃棄などの一切の業務及び開催結果報告を行うこと

※ イベントの方法、時期、回数、場所等について、その理由や想定する効果等とともに提案してください

(2) メディアを活用した広報

目的に合致した、効果的なメディア活用広報を行うこと。その要件等は次のとおり

ア. テレビ、ラジオ、Web サイト、SNS (Youtube, IG, X 等) など複数のメディアを用いること

イ. 期間内において計画的かつ効果的な広報活動を行うこと

ウ. 対象にリーチできるよう戦略立案のもと実施すること

エ. 現時点で県が保有していないメディア広告用の素材の作成から、アップロード等の SNS 運用などの一切の業務及び SNS 効果測定を含む結果報告を行うこと

※ 想定する活用メディア、時期、内容などについて、その理由や想定する効果等とともに提案してください

(3) 「不発弾処理を推進する日（検討中・仮称）」等の周知に際し、4. (1) (2) 業務において効果的な広報活動を行うこと。その要件等は次のとおり

ア. 前述の日の設定については、現在関係者と協議中であり、設定できるかは未定であるが、制定された場合において、可能な広報活動を実施すること

イ. 設定時期については、8 月第 1 週目を想定している

※ 設定された場合において実施可能な広報について、その内容、理由等とともに提案してください

(4) その他、当該業務の目的に即した広報活動

※ 4. (1) ~ (3) 以外に、本業務の趣旨に沿って実施できる広報活動があれば、そのねらいや実施内容等について提案してください

(5) 県との調整

4. (1) ~ (4) の業務実施を、趣旨に添い計画的に実施するため、県との調整・意思疎通を行うこと。その要件等は次のとおり

ア. あらかじめ業務分担、スケジュールを明示し、タスク管理を行うこと

イ. 県との調整会議を設定、実施し、議事録の作成及び県との確認を行うこと

ウ. 調整会議については、対面、リモート等必要な方法で実施すること

エ. 制作物の展示や掲載など、一般への公開前に県の確認を受けること

※ 提案時点で想定する WBS・スケジュールの概要、調整会議の持ち方・進め方等について提案してください

5. 成果品及び著作権

(1) 成果品

以下の成果品について、県に納品すること。なお [] 内は納品の期限とする

ア. 業務完了報告書及びその電子ファイル [契約の満了日]

イ. 調整議事録

[調整の日から7営業日]

ウ. 4. (1) (2)に基づく成果物（作成した提示物、デザイン、写真等の電子データ、Web等の掲載素材等）。展示物については、現物を最終納品するか県と調整すること

[契約の満了日]

(2) 著作権

ア. 本委託業務で制作した成果品にかかる著作権は、沖縄県に譲渡・帰属することとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ. 委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること

6. 参考情報

提案及び委託業務にあたり、以下に示す不発弾に関する県内及び全国の統計情報、既に実施中の県による広報の状況など、Web等で公開されている情報等も参考にすること

(1) 消防防災年報

<https://www.pref.okinawa.jp/bosai/zen/shobokyukyu/1003577/index.html>

(2) 不発弾探査補助金の案内(リーフレット含む)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bosai/zen/fuhatsudan/1003614.html>

(3) 県政広報テレビ番組「うまんちゅ広場」(R6年度)

https://www.youtube.com/watch?v=v_Z70yFNL4k

(4) 不発弾等事前調査データベース(沖縄総合事務局)

<https://www.ogb.go.jp/kaiken/4815/007578>

(5) 自衛隊による不発弾等処理実績(防衛省統合幕僚監部)

https://www.mod.go.jp/js/pdf/2024/p20240729_02.pdf

7. 提案上限額及び経費の計上

(1) 提案の上限額 9,082,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※ この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約とは異なる場合がある、

(2) 経費の計上

ア. 経費の内訳として、費目分類、単価、数量等を明記のうえ、本業務を実施するにあたっての一切の費用を見積もること

イ. 内訳は税別価格とし、各経費の総額に消費税率を乗じた消費税及び地方消費税額をとともにも総事業費を算出すること

ウ. 見積の費目については、以下の内容とすること

(ア) 人件費

(イ) 直説経費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目)

(ウ) 一般管理費（〔人件費+直接経費-再委託費〕の10%以内とする）

(エ) 消費税

エ. 直接経費として計上できない経費

(ア) 建物等施設整備に関する経費

(イ) 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

(ウ) 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

(エ) その他業務に関係のない経費

8. 委託業務の経理

本業務では、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するため、以下に留意して経理を行うこと。

- (1) 本委託業務が完了した際は、事業完了報告書を提出すること。
- (2) 本委託業務に係る全ての支出について、支出額、支出先、支出目的等を明らかにする証拠書類（直接人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことがわかる書類、直接経費については見積書、納品書や領収書等）が必要であり、精算とは、沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 本委託業務に係る会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 本委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、原則精算払いとするが、必要に応じて概算払いできる。概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、受託者の財産（備品等）の取得は認めない。

9. 再委託の禁止

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、次の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合はこれと異なる取り扱いをすることがある。

※ 契約の主たる部分

ア. 契約金額の50%を超える業務

イ. 企画判断、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な儀容務

ウ. その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託先の制限

- ア. 本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。
- イ. 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を要する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は次のとおりとする

※ 再委託により履行することのできる業務の範囲

- ア. 契約金額の 50%を超えない業務
- イ. その他、再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

※ その他、簡易な業務の範囲

- ア. 資料の収集・整理
- イ. 複写・印刷・製本
- ウ. 原稿、データの入力及び集計
- エ. その他、上記以外に容易かつ簡易な業務（ただし、契約額が 100 万円間民の者に限る。）又は沖縄県と別途協議を行った業務

10. その他

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 提案された内容等を総合的に評価して受託者を決定する。委託契約の締結は、沖縄県との協議により進めていくものとし、必ずしも提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (3) 本仕様書の内容は、実施の段階において、予算その他諸般の事情により変更することがある。
- (4) 業務の進捗状況等の確認及び業務内容に関する打ち合わせについて、沖縄県知事公室危機管理課と連携、調整を図りながら実施すること
- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県知事公室危機管理課と受託者で協議のうえ、決定する。

